

長期使用構造等確認料金

①一戸建ての住宅及び併用住宅

新築	増築、改築及び建築行為無
40,000 円	58,000 円

②共同住宅等

床面積の区分	新築	増築、改築及び建築行為無
200 m <sup>2</sup> 未満	40,000 円	58,000 円
200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	73,000 円	142,000 円
500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	136,000 円	223,000 円
1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,500 m <sup>2</sup> 未満	310,000 円	455,000 円
2,500 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	530,000 円	827,000 円
5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	980,000 円	1,460,000 円
10,000 m <sup>2</sup> 以上 20,000 m <sup>2</sup> 未満	1,900,000 円	2,730,000 円
20,000 m <sup>2</sup> 以上 30,000 m <sup>2</sup> 未満	2,600,000 円	3,970,000 円
30,000 m <sup>2</sup> 以上	3,250,000 円	4,910,000 円

③変更長期使用構造等確認料金

当初の長期使用構造等確認料金の 1/2 の額とする。

④軽微変更該当等証明料金

2,000 円

⑤確認料金の減額

下表 (い) 欄に該当する場合は、(ろ) 欄により算出した額を減額することができる。

(い)	(ろ)
① 長期使用構造等確認の申請とともに、建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の確認の申請を行う場合	評価料金等 × 0.1
② 30 日以内に 2 回以上の長期使用構造等確認の申請が見込まれるときで、長期使用構造等確認が効率的に場合判断した当機関が実施できると	評価料金等 × 0.1
③ 共同住宅等で、同タイプの住戸が多く長期使用構造等確認を効率的に実施できると当機関が判断した場合	評価料金等 × 0.2